	〔2〕 飼料用のもの																						
040210.216	－ 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040210.217	－ その他のもの	1kg につき 396 円	R9	S	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9
	(2) その他のもの																						
040210.221	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕 その他のもの																						
040210.222	－ 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040210.229	－ その他のもの		X	S																			
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%を超えるものに限る。）																						
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																						
	1 脂肪分が全重量の 5%を超えるもの																						